

鶴岡市立斎小学校いじめ防止基本方針

～ 全校の子ども達が、元気・笑顔で学校生活が送れるように～

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの学校にも起こりうる現状は認識を改めざるを得ない状況にあります。そこで、一過性の問題としてとらえるのではなく、学校・家庭・地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応にとり組まなければならないと考えています。学校全体で組織的な取り組みを進め、特に「いじめを生まない土壌づくり」をつくる未然防止の活動は、全教育活動に関わることであり、全ての職員が日々実践することが求められています。

本校では、いじめ防止対策推進法(平成 25 年 9 月施行)、いじめ防止基本方針(平成 29 年 3 月改訂)並びに山形県いじめ防止基本方針(平成 29 年 11 月改訂)を踏まえ、いじめ問題の克服を進めるものであります。

1. いじめとは・・・

○いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な苦痛を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。 *けんかやふざけあいであっても、該当する場合もある。

2. いじめの基本認識...

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」の特質を十分に認識し、日々「未然防止」「早期発見」に取り組むとともに、いじめが発見された場合には「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

以下の「鶴岡市いじめ防止基本方針」の基本理念を十分理解し、防止・対応にあたっていく。

〈基本理念〉

鶴岡市いじめ防止基本方針より

- (1) いじめが全ての児童に関係する問題であることから、いじめはどの子どもにも生じうるという認識のもと、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもたちの理解を深め、学校・学級集団の人権意識を高める。
- (3) いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、保護者、地域と連携し、広く地域社会全体でいじめの問題に真剣に取り組む。
- (4) いじめのない学校や地域を実現するために、児童が自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学校・学級集団の実現に努める。

3...関係者の役割・基本姿勢...

(1) 学校及び教職員の役割・基本姿勢

- ①わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ②いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ③いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ④相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。
- ⑤教職員は、児童生徒が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑥いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ①常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ②どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。
- ⑤学校教育活動を通して保護者同士のつながりを築き、学校と保護者、そして保護者間の連携を深める。

(3) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。
- ③道徳・特別活動など、教育活動全体でいじめのない学校づくりを進めることを確認し、上記①②の推進に努める。

4. いじめ問題等への組織的対応

いじめ問題に組織的に取り組むため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、構成員を中心に、教職員全体で共通理解を図り、総合的ないじめ対策を推進していく。組織が有効に機能しているか定期的に点検・評価し、児童や地域の実態に応じた取り組みを展開させていく。

（１）校内組織 「いじめ防止対策委員会」（「教育相談委員会」と兼ねる）

校内において、いじめの問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付ける。

①構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、必要に応じて、地域・PTA 代表（PTA 会長・主任児童委員・民生児童委員代表等）

②役割、活動内容

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いや問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめを察知した場合に、関係児童生徒に対する事実関係を聴取する等の初期対応
- ・指導や支援の体制・対応方針の決定
- ・保護者との連携等の組織的対応

（２）校内組織 「斎小学校いじめ問題対応委員会」（重大事態発生時の対応委員会）

重大事態が発生したと判断した場合に、問題対応・調査に当たる組織として、教育委員会の連携のもと設置する。運営・調査・指導・報告等については、「鶴岡市いじめ防止基本方針」によるものとする。

①組織

学校対応委員会の組織については、「いじめ防止対策委員会」の構成員に加え、教育委員会が協議し、市対応委員会より人員の派遣を受け設置することになる。

②「斎小学校いじめ問題対応委員会」の役割

鶴岡市教育委員会との連携のもと、

- ア) 当該いじめ問題に対応するための組織設置及び関係機関との連携について協議する。
- イ) 当該いじめ問題に係わる聴き取り及び調査を実施する。
- ウ) 聴き取り及び調査の結果を集約し、当該児童生徒及び保護者に対して情報を提供する。

5.....関係機関との連携.....

(1) 教育委員会との連携（教育相談センターや青少年育成センターも含む）

いじめ防止等に関する活動及び解決が困難な事案など、連携が必要と判断する場合には、支援あるいはいじめ支援チームの派遣を要請する。さらに、重大事態が発生した場合には、学校の対応や調査について必要な支援を要請する。

(2) 警察署、児童相談所、医療機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し、鶴岡警察署に報告する。

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要であり、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。また、教育相談の実施にあたり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

(3) 学校相互、中学校ブロック内小中学校等との連携

いじめの問題が複数の学校にまたがる場合は、学校間が互いに連携し、いじめにかかわる情報を適切に共有して、関係する児童生徒及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるようにする。また、小・中学校間において、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実が図られるようにする。

(4) 地区住民会、関係機関・団体、PTA代表等との連携

年2回開催している「斎の教育を語る会」において、児童の様子を話題にすることで、いじめにかかわる情報を適切に共有する。その上で、関係する児童生徒及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるように、意識啓発にも努めていく。

(5) PTA会員等との連携

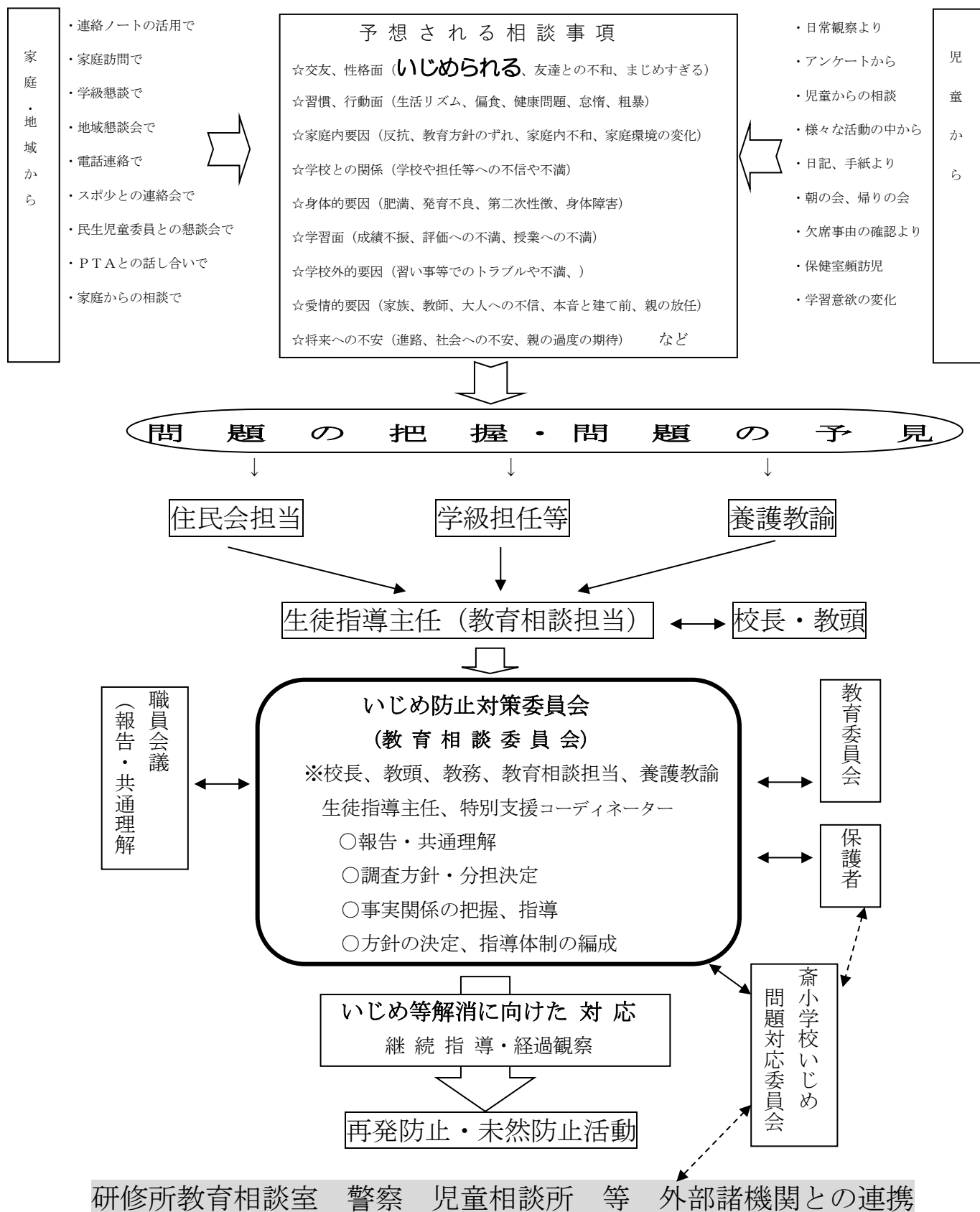
- ① 4月に実施している「PTA総会」において、本基本方針の説明を行い、保護者等の理解を求め、学校と家庭が連携して進めていく。
- ② 1月に開催する「PTA全体会」において、次年度の教育活動等の説明をする中で、取り組みについて振り返る機会を取る。

(6) 学校ホームページの活用

学校ホームページにおいて、本基本方針の掲載をし、保護者・地域住民等が随時、容易に内容確認ができるようにする。

6 具体的対応組織図

<いじめ対応組織図>



Ⅱ いじめ防止等の基本的な取組

1. 未然防止

いじめ問題においては、いじめが起こらない学級・学校づくり等未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの学級にも学校にも起こりうる」という基本認識を全職員が持ちつつ、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめのない土壌作り」に、保護者・地域と連携しながら計画的に全教育活動を通して取り組む必要がある。

(1) 児童理解の推進

教職員の気づきと実態把握

- ア) 日常的な会話や観察の他に、児童の気持ちの変化を捉えられるよう、定期的なアンケート調査、個人面談、帰りの会での児童の観察、振り返り等を行う。
- イ) 児童一人一人の状態や学級・学校全体のようなすを把握し、よりよい学級集団づくりを進めるため、学校生活における意欲や満足度の調査を行うQ-U検査を実施し活用を図る。
- ウ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童の気になる様子等について情報や相談をいただくよう呼びかけ、学校外における児童の状況把握等に努める。
- エ) 気になる児童の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、「いじめ防止対策委員会（教育相談会）」を機能させ、組織として対応していく。
- オ) 教職員の「危機管理能力」を高める研修の実施、校外研修への参加奨励。
- カ) 教職員が「気づく目」を持つための研修・研鑽

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

- 道徳教育の推進 ●「いのち」の教育の推進 ●自尊感情を高める学級経営
- 児童会を中心とした児童の主体的な活動の推進 ●職員の研修
- 個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と生徒指導を機能させた授業づくり
- PTA・地域との連携

ア) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

子ども達の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながる。このことを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図っていきたい。

＜重点価値項目＞ ◎生命尊重 ○健康安全・基本的な生活習慣

イ) 「いのち」の教育の推進

「いのちの教育」全体計画（構想図）を基本にし、教育活動全体を通して、諸活動を有機的に機能させ、自他の命の大切さ・大切にしようとする態度を育成する。

- ①自分を大切に思える気持ち（自尊感情）を育てる。
- ②いのちのつながりと多様性に気付かせる。
- ③いのちの尊さと人間としての生き方を教える。

ウ) 自尊感情を高める学級づくりと生徒指導が機能している授業づくり

授業を始め学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる活動を工夫し、それぞれが違いを認め合う仲間作りをすすめる。その中で自己有用感（認められる、役に立つ）を育て、自己肯定感を高める。

エ) 児童会等を中心とした主体的な活動の推進

児童会活動において、挨拶や言葉遣い・ボランティア活動など、自他を尊重し大切にしていける心情を高め、その思いを共有し高め合う集団づくりに努める。また、主体的な活動を推進していく中で、児童の自己有用感や自己肯定感を育てていく。

オ) 教員等の資質能力の向上と心通い合う教職員の協働体制

個々の児童への配慮等、深い児童生徒理解に基づく指導・支援等を大切に、その中で、児童の人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方やいじめの未然防止に向けた学級経営等について、校内外における研修機会等を設定し、教職員の資質向上に取り組む。また、特別支援教育の理念をよく理解し、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルの発生等への適切な対応や支援・指導についての研修参加も推奨していく。

あたたかい学級経営や教育活動の展開のためには、教職員一人ひとりがこのことをよく理解し、組織的に行動し、様々な問題に対応できるチームワークが構築されるなど、心通い合う教職員の協働体制をつくっていかねばならない。

カ) P T A組織を生かした取り組み

P T A組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者への意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

- ①大人への信頼感をもたせる親子のコミュニケーション
- ②インターネット・携帯電話やスマートフォン等関連のトラブル防止の研修、家庭でのルール作り
- ③「斎小メディア18の約束」の継続した取り組み

2...早期発見....

いじめは、早期発見することが早期解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員と子ども達の信頼関係の構築に努めること、いじめは潜在化しやすいことを認識し、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない「いじめに気づく目」の向上が求められる。また、児童に関わる小さな情報もすべての教職員で共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) いじめの態様

⇒ 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に、具体的ないじめの態様として、次のようなものが示されている。いじめの態様をよく理解し、毅然とした対応をとることが必要である。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされるなど

(2) いじめの見えにくさ

○いじめは大人の目に見えないところで行われている

○いじめられている本人からの訴えは少ない

○ネット上のいじめはとても見えにくい

このように、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識しなければならない。学校においては、いじめられている児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。

(3) 早期発見のために

ア) 教職員全員による児童の見守り

①児童の立場に立つ日々の観察

休み時間、放課後等複数の目で児童を見守り、児童の言葉や行動を緊張感を持って受容していく。

②共感的な児童理解

少人数校でもあるので、全職員で子ども達を共通理解し、共感的に児童の行動を理解し、カウンセリング・マインドで接していく。

③チェックリストの活用

県教育委員会より示されているものを活用して、客観的な把握に努める。

イ) 教職員の情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめの防止に関わる校内組織に報告し、全教職員で情報を共有するなどいじめ情報ネットワークを構築していくことが重要である。こうすることで、いじめに関わる児童生徒の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

ウ) 学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については、家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。さらに、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用のチェックリストを年度始めや学期ごとに配布したり、いじめに関するアンケートを保護者対象に行ったりして、家庭と連携して児童を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

学童保育、スポーツ少年団とも連携を深め、児童の困り感の解消、保護者の理解を求めていく。

エ) 児童や保護者が相談しやすい環境づくり

①生活の記録等の活用（日記、振り返り活動等、学年段階に沿った情報の収集）

②定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

③定期的な教育相談の実施

④相談窓口の設置と周知（校内職員、他相談機関等）

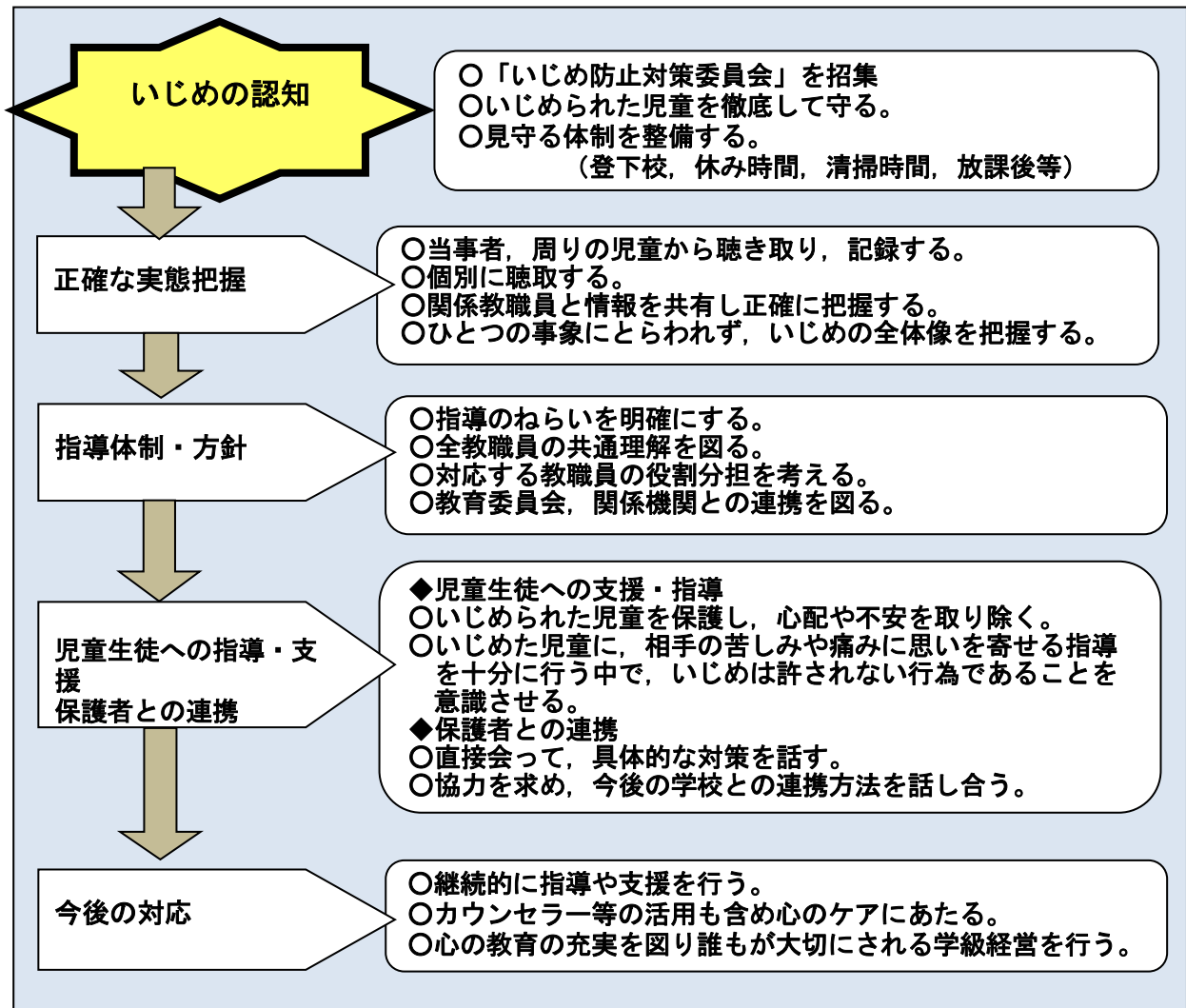
3. 早期対応

いじめの情報や兆候を発見した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、迅速かつ組織的な指導を行う。また、いじめの再発防止のための日常的な取り組みも計画し、継続的に見守っていくことが必要である。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめを認知した場合、躊躇なく生徒指導主任または管理職に相談する。

校内では、「いじめ防止対策委員会」を招集し、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する等の対応をする。



ア) 相談体制の充実

- ①協同教育者の立場で、子どもの成長を共に支える視点で話し合いを持つ。
- ②児童の思い、保護者の願いを十分に理解し、それぞれに寄り添った対応策を探る。
- ③日常から相談しやすい雰囲気醸成していく。
- ④場所の設定、時間の設定を早めに連絡し、時間がかかることで子供の悩みが大きくなりないように配慮する。

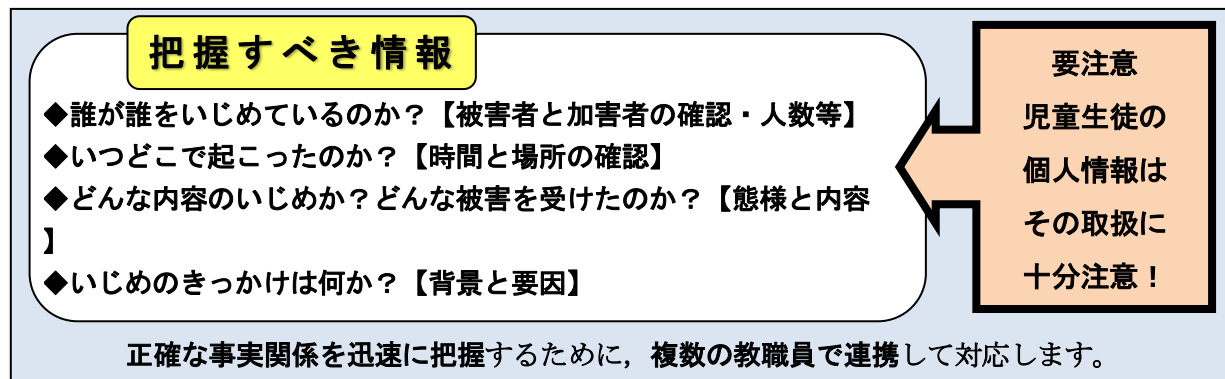
(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに校内のいじめ防止等の対策のための組織に報告し、組織的に対応する。

ア) いじめを受けている児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守る。

イ) 正確な事実確認と情報の共有

児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



(3) いじめが起きた場合の具体的対応

① いじめられた児童に対して

〈児童に対して〉

- 事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝え、安全を確保する。
- 必ず解決できる希望を伝える。
- 自信を持たせる言葉かけをするなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

〈保護者に対して〉

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について相談する。
- 保護者の辛い気持ちや不安を共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携し、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭での児童の変化に注意してもらい、小さなことでも相談し合うことを伝える。

② いじめた児童に対して

〈児童に対して〉

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景や当該児童が抱える問題等にも目を向け、複数の教職員が連携し安心・安全が感じられる環境・雰囲気づくりを進め、健全な人格の発達につながる指導を行う。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と根気ある指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- 必要に応じて、心理・福祉の専門家、学識経験者・警察等の外部専門家等の協力を得て、組織的にいじめの防止、再発防止の措置をとる。

〈保護者に対して〉

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の思いを考え、よりよい解決を図るための協力を求める。
- 学校の指導方針、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- 家庭での児童の変化に中止してもらい、小さなことでも相談し合うことを伝える。

③ 周囲の児童に対して

- 当事者だけの問題に留めず学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者はいじめを肯定していることになることを伝え、いじめをなくす側に立つべきであることを指導する。
- 「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度を示す。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関する報道等や事例を資料にもとに話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したとみられても、引き続き十分な観察と見守りを継続する。
- 保護者も含めた両者の心のケアを忘れない。
- 指導体制を見なおすなど、再発防止・未然防止に日常的に取り組むことの再検討を行う。
- 必要によっては、保護者会にも働きかけ、多くの目で、再発防止に取り組んでいく。

4. ネット上のいじめ問題について

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の児童の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

(1) ネット上のいじめの特徴

- ①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ②インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④保護者や教師などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。

このようなネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

(2) ネット上のいじめの未然防止・早期発見・早期対応

ネット上のいじめやトラブルの低年齢化が進んでいる。本問題についても、他のいじめ問題と同様に、未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいかなければならないが、情報社会ならではの、技術的な解決も必要なことから、他機関との連携が必要不可欠になってくる。特に、校内では

- ①情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上
- ②家庭・地域・PTA との連携

を進めながら、未然防止を中心に強化していかなければならない。そして、児童がネット

上においても、トラブルに巻き込まれないよう、また、いじめの加害者・被害者にならないよう、周囲の大人が配慮、指導していかなければならない。

(3) 令和5年度末の第三者評価（以下3点）

- ・ 今後は、ネット利用をして当たり前、ネットの利用を制限するのではなく、ネットの使い方を共に考え、学んでいくことでより良い方向を示してほしい。
- ・ 実態把握に努め、何が課題で、どのような取り組みをするか検討、検証を実施する。
- ・ その上で、課題にもある研修会の実施やPTAや地域との連携を図り、子どもたちの安心・安全を守っていくことを期待する。

上記のような評価をいただいた。この点をより改善して、日々の生活指導、授業、研修会や地域との連携を図っていく。

5. 新型コロナウイルス感染症に伴う問題について(5類になり今後縮小も検討)

(1) 教職員の対応

- ① 教職員一人一人が、新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持ち、基本的な感染症対策を含めた対応について理解するとともに、児童に対しては、発達段階に応じた指導を行う。
- ② 児童からの差別やいじめ等の相談に関しては、「いじめ防止対策委員会」を活用し、組織的に対応する。

(2) 人権等への配慮

- ① 感染者やその家族及び接触者等に対する偏見や差別が生じないように、関係者の人権に十分配慮する。

(3) 啓発活動

- ① 新型コロナウイルス感染症についての保護者等の理解が深まるよう、機会を捉えて周知・啓発を行う。

6. PDCAサイクルの見直し(R6.10.10庄内教育事務所指導課 研修会を受けての見直し)

(1) 教職員がいじめの兆候をつかんだら（記載済み）

教職員→教育相談担当→教頭→いじめ防止対策委員会の開催の判断→各対応へ

(2) 児童生徒が嫌な思いをしたら

子ども→担任に相談 相談できにくい場合は相談窓口の周知、担任外での対応も被害の子どもを守ることを一番に伝え、今後の不安の払拭を図る。（記載済み）

(3) 保護者が子どもの変化を感じたら

いつでも担任や管理職に伝えられることを周知する。お便りや学校だよりでお知らせ
保護者→いじめ防止対策委員会の開催

(4) 地域の人が、いじめが疑われる行為を見かけたら

学校運営協議会や地域の会合でも話題にし、いじめをみんなで許さない環境にする。

(5) 一人1台端末を使ったトラブルについて

ネットトラブルの事例研修を上学年で行う。一人で悩まずに相談すること、被害者にも加害者にもなりやすいことを発達段階に合わせて、各学年で指導する。

Ⅲ 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

①いじめにより児童（生徒）等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

* 重大事態の意味としてとらえるもの

○児童（生徒）や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

①重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切に連携する。

④調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。

⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑥情報の共有及び提供にあたっては、他の児童（生徒）のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

Ⅳ いじめ防止・相談・指導・研修年間計画

次頁の年間計画に沿って、いじめ問題の未然防止、早期発見に努めていく。

	校内会議等		保護者・地域等との関連	児童への指導等
4月	○職員会議「いじめ基本方針の内容確認」 ○研修①「児童理解研修」	P	○PTA総会 ○授業参観①、学級懇談会①	○登校班集会 ○前期縦割り班編成
5月			○教育相談日① ○学校運営協議会①	○前期縦割り班活動 ○QUアンケート
6月	○職員会議(教育相談、特別支援教育)		○いじめアンケート ⇒個別連絡・相談 地区懇談会	○いじめアンケート① ⇒個別面談
7月	○いじめ研修会① ○学期反省会議	D	○地区懇談会	
8月	○研修②「QU研修会」 ○職員会議(教育相談、特別支援教育)			○夏季休業中の生活表提出
9月		C A	○保護者会	○後期縦割り班編成 ○生活アンケート ○QUアンケート(1年)
10月	○職員会議(教育相談、特別支援教育)	P	○学童保育連絡会	○後期縦割り班活動
11月			○学校運営協議会②	○いじめアンケート② ⇒個別面談
12月	○学校評価アンケート ○いじめ研修会② ○職員会議(教育相談、特別支援教育)	D	○学校評価アンケート ○授業参観②、教育講演会	○学校評価アンケート
1月	○職員会議(教育相談、特別支援教育)		○学校評価アンケートの結果等公表	
2月	○年間反省会議「基本方針の見直し・確認」	C A	○民生委員児童委員懇談会 ○新入生保護者説明会 ○学校運営協議会③ ○授業参観③、学級懇談会②	
3月	○職員会議(教育相談、特別支援教育)		教育相談②	
通年	○早期かつ組織的な対応 ○日々の情報共有 ○PDCAサイクルの確かな実施 ○職員会議での情報の共有 ○スクールカウンセラー等との連携		○家庭、地域との連携 ○学校だより等による啓発 ○PTA役員会・各部委員会 PTA学年行事・懇親会の活用 ○ホームページの活用	○日常の観察 ○信頼関係の構築 ○情報モラル教育の時間設定(ネットいじめへの対応) ○道徳教育や人権教育の充実

V 学校評価と教員評価

(1) 学校評価を通して

- ①学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。
 - ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
 - ・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
 - ・いじめ防止基本方針や取組について、保護者や地域と共有し理解や協力を得ているか、評価項目(アンケート)に取り入れて客観的評価を実施していく。
 - ・いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。
- ②学校におけるいじめの防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

(2) 教員評価を通して

- ①いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行っているかどうか評価する。
- ②学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

VI 基本方針の見直し・検討について

いじめ問題の対応については、学校評価だけでなく、機会をとらえ、検討・見直しをし、全校児童が、元気・笑顔で学校生活を送る環境づくりを進めていく。

特に、毎年度末の「年間反省会議」で検討を行い、見直しを図っていく。